

【医療】訪問看護

重要事項説明書

契約書

個人情報使用同意書

CanCare 訪問看護ステーション

【医療】指定訪問看護 重要事項説明書

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 HGK
主たる事務所の所在地	兵庫県川西市美園町 12 - 8 中西第二ハイツ 303
代表者（職名・氏名）	代表取締役 ・ 檜垣 明日香
設立年月日	2026 年 4 月 15 日
電話番号	072 - 744 - 7024

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	Can Care 訪問看護ステーション	
サービスの種類	訪問看護 介護予防訪問看護	
事業所の所在地	兵庫県川西市美園町 12 - 8 中西第二ハイツ 303	
電話番号	072 - 744 - 7024	
指定年月日・事業所番号	2026 年 9 月 1 日指定	2863190514
管理者の氏名	檜垣 明日香	
通常の事業の実施地域	川西市・池田市・宝塚市・伊丹市・豊中市・箕面市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	株式会社 HGK（以下「事業者」という。）が設置する Can Care 訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	・ 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的にサービスを提供する。 ・ 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性及び柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努める。 ・ 特に終末期ケア及び在宅看取り支援に重点を置き、利用者及びその家族の意思を尊重しながら、人生の最終段階を住み慣れた地域及び居宅で安心して過ごすことができるよう、24 時間対応体制のもと、疼痛管理、症状緩和、精神的支援及び家族支援を含めた質の高い訪問看護サービスの提供に努める。 ・ 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。 ・ 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報提供を行う。 ・ 前各項のほか、指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）並びに法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等の基準等に関する条例（平成 24 年兵庫県条例第 4 号）その他関係法令を遵守し、適正な事業運営を行うものとする。

4. 提供するサービスの内容

訪問看護又は介護予防訪問看護は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「訪問看護職員」)が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

当事業所は、主治医が交付する訪問看護指示書および利用者様の心身の状態、生活環境、ご本人・ご家族の希望に基づいて訪問看護計画書を作成し、次のサービスを提供します。状態や希望に変化があった場合は、必要に応じて計画を見直します。

サービス	主な内容
① 健康状態の確認	体温・血圧・脈拍などの確認、病状や生活状況の確認、服薬の支援
② 療養上の世話	清潔(入浴・清拭・洗髪・足浴)・整容(髭剃り・爪切り等)・排泄・食事など
③ 医療処置・機器の管理	傷・床ずれの処置、点滴・注射、カテーテル・胃ろう・在宅酸素などの管理
④ がん・緩和ケア	痛みや息苦しさなどの症状緩和、治療や療養生活の相談、看取りの支援
⑤ リハビリ・生活支援	歩行・立ち上がりなどの支援、筋力低下・転倒予防、日常生活の支援 ※1)
⑥ ご家族への支援	介護方法や医療処置の助言、介護の不安・負担についての相談
⑦ 認知症・こころの支援	認知症状や精神状態の確認、服薬・生活リズムの支援、不安などの相談
⑧ 緊急時の対応	病状の急変時に、主治医や医療機関と連携して対応。24 時間対応契約の方は営業時間外も相談可能 ※2)
⑨ 関係機関との連携	主治医、医療機関、ケアマネジャー等と連携し、安心して在宅生活を続けることができるよう支援

※1) 理学療法士等による訪問は、主治医の指示および訪問看護計画に基づき、看護業務の一環として必要な場合に提供します。

※2) 24 時間対応は、緊急時に必ず訪問することを保証するものではなく、利用者様の状態および主治医の指示等に基づいて対応方法を判断します。

2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他 迷惑行為

5. 事務所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで ※ 土日祝、12 月 31 日～1 月 3 日は休業
営業時間	午前 9 時から午後 6 時
サービス提供日	日曜日～土曜日
サービス提供時間	24 時間 年中無休 ※ 緊急契約をご利用の方の場合

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤 1 人、非常勤 2 人	理学療法士	常勤 0 人、非常勤 0 人
准看護師	常勤 0 人、非常勤 0 人	作業療法士	常勤 0 人、非常勤 0 人
保健師	常勤 0 人、非常勤 0 人	言語聴覚士	常勤 0 人、非常勤 0 人

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の管理責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、お申し出ください。

管理責任者の氏名	檜垣 明日香
----------	--------

8. 利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額です。ただし、医療保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 訪問看護の利用料

【基本部分（訪問看護ステーション）】

訪問看護基本療養費Ⅰ		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
週3日まで（看護師・理学療法士）	1日につき	5,550円	555円	1,110円	1,665円
週4日目以降（看護師）	1日につき	6,550円	655円	1,310円	1,965円
週4日目以降（理学療法士）	1日につき	5,550円	555円	1,110円	1,665円
週3日まで（准看護師）	1日につき	5,050円	505円	1,010円	1,515円
週4日目以降（准看護師）	1日につき	6,050円	605円	1,210円	1,815円
専門研修を受けた看護師（※）の場合	1月につき	12,850円	1,285円	2,570円	3,855円

※ 緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門・人工膀胱の専門研修を受けた看護師

訪問看護基本療養費Ⅱ		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
同一建物居住者への 複数訪問 (2人目まで)	看護師の場合（週3日目まで）	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	看護師の場合（週4日目以降）	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	准看護師の場合（週3日目まで）	5,050円	505円	1,010円	1,515円
	准看護師の場合（週4日目以降）	6,050円	605円	1,210円	1,815円
	理学療法士等の場合	5,550円	555円	1,110円	1,665円
同一建物居住者への 複数訪問 (3人以上)	看護師の場合	2,780円	278円	556円	834円
	看護師の場合（週4日目以降）	3,280円	328円	656円	984円
	准看護師の場合（週3日目まで）	2,530円	253円	506円	759円
	准看護師の場合（週4日目以降）	3,030円	303円	606円	909円
	理学療法士等の場合（週3日目まで）	2,780円	278円	556円	834円
専門研修を受けた看護師 (※) との同行訪問	1月につき	12,850円	1,285円	2,570円	3,855円

訪問看護基本療養費Ⅲ		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
一時外泊時の訪問看護利用	1回	8,500円	850円	1,700円	2,550円

基本療養費に追加される加算			利用料			
			10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
難病等複数回 訪問加算	1 日 2 回／訪問者 2 人まで		4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	1 日 2 回／訪問者 3 人以上		4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
	1 日 3 回以上／訪問者 2 人まで		8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
	1 日 3 回以上／訪問者 3 人以上		7,200 円	720 円	1,440 円	2,160 円
緊急訪問看護 加算	月 14 日目まで		2,650 円	265 円	530 円	795 円
	月 15 日目以降		2,000 円	200 円	400 円	600 円
長時間訪問看護加算（週 1 回）			5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
夜間早朝訪問看護加算（6～8 時／18～22 時）			2,100 円	210 円	420 円	630 円
深夜訪問看護加算（22 時～6 時）			4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
複数名 訪問看護加算	看護師やリハビリ職員と同行	同一建物 2 人以下	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
		同一建物 3 人以上	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
	准看護師と同行	同一建物 2 人以下	3,800 円	380 円	760 円	1,140 円
		同一建物 3 人以上	3,400 円	340 円	680 円	1,020 円
	その他職員と同行 【厚生労働大臣が定める場合】 を除く	同一建物 2 人以下	3,000 円	300 円	600 円	900 円
		同一建物 3 人以上	2,700 円	270 円	540 円	810 円
	その他職員と同行 【厚生労働大臣が定める場合】 1 日 1 回	同一建物 2 人以下	3,000 円	300 円	600 円	900 円
		同一建物 3 人以上	2,700 円	270 円	540 円	810 円
	その他職員と同行 【厚生労働大臣が定める場合】 1 日 2 回	同一建物 2 人以下	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
		同一建物 3 人以上	5,400 円	540 円	1,080 円	1,620 円
	その他職員と同行 【厚生労働大臣が定める場合】 1 日 3 回	同一建物 2 人以下	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
		同一建物 3 人以上	9,000 円	900 円	1,800 円	2,700 円

訪問看護管理療養費		利用料			
		10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
機能強化型訪問看護管理療養費 1	月の初日の訪問の場合 1 月につき	13,230 円	1,323 円	2,646 円	3,969 円
機能強化型訪問看護管理療養費 2	月の初日の訪問の場合 1 月につき	10,030 円	1,003 円	2,006 円	3,009 円
機能強化型訪問看護管理療養費 3	月の初日の訪問の場合 1 月につき	8,700 円	870 円	1,740 円	2,610 円
上記以外の場合	月の初日の訪問の場合 1 月につき	7,670 円	767 円	1,534 円	2,301 円
訪問看護管理療養費 1	月の 2 日目以降の場合 1 月につき	3,000 円	300 円	600 円	900 円

訪問看護管理療養費に追加される加算		利用料			
		10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
24 時間対応体制加算	看護業務の負担軽減の取組を行っている場合	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
	上記以外の場合	6,520 円	652 円	1,304 円	1,956 円
特別管理加算	重症度等が高い場合	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
	上記以外の場合	2,500 円	250 円	500 円	750 円
退院支援指導加算	長時間訪問看護加算が対象の方へ療養上必要な指導を長時間行った場合	8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円
	上記以外の場合	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門・人工膀胱ケアに係る専門研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合	2,500 円	250 円	500 円	750 円
	特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合	2,500 円	250 円	500 円	750 円
在宅患者連携指導加算		3,000 円	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	月 2 回まで	2,000 円	200 円	400 円	600 円
看護・介護職員連携強化加算		2,500 円	250 円	500 円	750 円
退院時共同指導加算	初回訪問時	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
特別管理指導加算		2,000 円	200 円	400 円	600 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算		50 円	5 円	10 円	15 円

※ 退院支援指導加算は、長時間の訪問を要する者に対して指導を行った場合にあっては、1 回の退院支援指導の時間が 90 分を超えた場合または複数回の退院支援指導の合計時間が 90 分を超えた場合に限る

その他療養費と加算		利用料			
		10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
情報提供療養費 1		1,500 円	150 円	300 円	450 円
情報提供療養費 2		1,500 円	150 円	300 円	450 円
情報提供療養費 3		1,500 円	150 円	300 円	450 円
ターミナルケア療養費 1		25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
ターミナルケア療養費 2		10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
遠隔死亡診断補助加算		1,500 円	150 円	300 円	450 円

ベースアップ評価料		利用料			
		10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
ベースアップ評価料（Ⅰ）		780 円	78 円	156 円	234 円

- (1) 介護保険証をお持ちの方でも、厚生労働省の指定する疾患(※該当者)や特別訪問看護指示書の交付の方は、医療保険での訪問となります。
- (2) 医師の指示に基づき、週 3 回までは健康保険法が適用されます。ただし、厚生労働大臣の定める疾患や病状に該当する場合、特別訪問看護指示書交付の方は訪問回数の制限はありません。
- (3) 標準の訪問時間は 1 回の訪問につき 30 分～90 分程度です。

※厚生労働大臣の定める疾患にあるものとは次のとおりです。

(イ) 末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病 (ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、多系統萎縮症(綿糸体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態

(ロ) 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

※ 緊急訪問看護加算の算定要件は、これまでの要件に加えて以下の要件も追加します。

- ・利用者又はその家族等からの電話等による緊急の求めに応じ、主治医の指示により緊急に訪問看護を実施した際は、日時、内容及び対応状況を訪問看護記録書に記録する
- ・加算を算定する理由を訪問看護療養費明細書に記載する

※ 機能強化型訪問看護管理療養費 1 については、これまでの基準に加え、以下の要件を追加します。
「専門の研修を受けた看護師が配置されていること」

※ 24 時間対応体制加算は、利用者又はその家族に対して 24 時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある旨を説明し、同意を得た場合に加算します。

○精神訪問看護の場合

精神科訪問看護基本療養費 I			利用料			
			10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
看護師、保健師、作業療法士の場合	週 3 日目まで	30 分未満	4,250 円	425 円	850 円	1,275 円
	週 3 日目まで	30 分以上	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
	週 4 日目以降	30 分未満	5,100 円	510 円	1,020 円	1,530 円
	週 4 日目以降	30 分以上	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
准看護師の場合	週 3 日目まで	30 分未満	3,870 円	387 円	774 円	1,161 円
	週 3 日目まで	30 分以上	5,050 円	505 円	1,010 円	1,515 円
	週 4 日目以降	30 分未満	4,720 円	472 円	944 円	1,416 円
	週 4 日目以降	30 分以上	6,050 円	605 円	1,210 円	1,815 円

精神科訪問看護基本療養費Ⅲ			利用料			
			10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
看護師、保健師、作業療法士の場合	同一建物、同一日 2 人	30 分未満	4, 250 円	425 円	850 円	1, 275 円
		30 分以上	5, 550 円	555 円	1, 110 円	1, 665 円
		30 分未満	5, 100 円	510 円	1, 020 円	1, 530 円
		30 分以上	6, 550 円	655 円	1, 310 円	1, 965 円
	同一建物、同一日 3 人以上	30 分未満	2, 130 円	213 円	426 円	639 円
		30 分以上	2, 780 円	278 円	556 円	834 円
		30 分未満	2, 550 円	255 円	510 円	765 円
		30 分以上	3, 280 円	328 円	656 円	984 円
准看護師の場合	同一建物、同一日 2 人	30 分未満	3, 870 円	387 円	774 円	1, 161 円
		30 分以上	5, 050 円	505 円	1, 010 円	1, 515 円
		30 分未満	4, 720 円	472 円	944 円	1, 416 円
		30 分以上	6, 050 円	605 円	1, 210 円	1, 815 円
	同一建物、同一日 3 人以上	30 分未満	1, 940 円	194 円	388 円	582 円
		30 分以上	2, 530 円	253 円	506 円	759 円
		30 分未満	2, 360 円	236 円	472 円	708 円
		30 分以上	3, 030 円	303 円	606 円	909 円

訪問看護基本療養費Ⅳ		利用料			
		10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
一時外泊時の訪問看護利用	1 回	8, 500 円	850 円	1, 700 円	2, 550 円

精神科訪問看護基本療養費に追加される加算				利用料			
				10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
特別地域訪問看護加算				基本療養費の 50／100			
精神科緊急訪問 看護加算	月 14 日目まで（1 日につき）			2, 650 円	265 円	530 円	795 円
	月 15 日目以降（1 日につき）			2, 000 円	200 円	400 円	600 円
長時間精神科訪問看護加算				5, 200 円	520 円	1, 040 円	1, 560 円
夜間早朝訪問看護加算（6～8 時／18～22 時）				2, 100 円	210 円	420 円	630 円
深夜訪問看護加算（22 時～6 時）				4, 200 円	420 円	840 円	1, 260 円
精神科複数回 訪問看護加算	1 日 2 回	同一建物 2 人以下		4, 500 円	450 円	900 円	1, 350 円
		同一建物 3 人以上		4, 000 円	400 円	800 円	1, 200 円
	1 日 3 回以上	同一建物 2 人以下		8, 000 円	800 円	1, 600 円	2, 400 円
		同一建物 3 人以上		7, 200 円	720 円	1, 440 円	2, 160 円
複数名精神科 訪問看護加算	看護師、保健 師、作業療法 士の場合	1 日 1 回	同一建物 2 人以下	4, 500 円	450 円	900 円	1, 350 円
			同一建物 3 人以上	4, 000 円	400 円	800 円	1, 200 円
		1 日 2 回	同一建物 2 人以下	9, 000 円	900 円	1, 800 円	2, 700 円
			同一建物 3 人以上	8, 100 円	810 円	1, 620 円	2, 430 円
		1 日 3 回以上	同一建物 2 人以下	14, 500 円	1, 450 円	2, 900 円	4, 350 円
			同一建物 3 人以上	13, 000 円	1, 300 円	2, 600 円	3, 900 円

複数名精神科 訪問看護加算	准看護師の場合	1 日 1 回	同一建物 2 人以下	3,800 円	380 円	760 円	1,140 円
			同一建物 3 人以上	3,400 円	340 円	680 円	1,020 円
		1 日 2 回	同一建物 2 人以下	7,600 円	760 円	1,520 円	2,280 円
			同一建物 3 人以上	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
		1 日 3 回以上	同一建物 2 人以下	12,400 円	1,240 円	2,480 円	3,720 円
			同一建物 3 人以上	11,200 円	1,120 円	2,240 円	3,360 円
	看護補助者、精神保健福祉士の場合	同一建物 2 人以下		3,000 円	300 円	600 円	900 円
		同一建物 3 人以上		2,700 円	270 円	540 円	810 円

訪問看護管理療養費		利用料			
		10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
機能強化型訪問看護管理療養費 1	月の初日の訪問の場合 1 月につき	13,230 円	1,323 円	2,646 円	3,969 円
機能強化型訪問看護管理療養費 2	月の初日の訪問の場合 1 月につき	10,030 円	1,003 円	2,006 円	3,009 円
機能強化型訪問看護管理療養費 3	月の初日の訪問の場合 1 月につき	8,700 円	870 円	1,740 円	2,610 円
上記以外の場合	月の初日の訪問の場合 1 月につき	7,670 円	767 円	1,534 円	2,301 円
訪問看護管理療養費 1	月の 2 日目以降の場合 1 月につき	3,000 円	300 円	600 円	900 円

訪問看護管理療養費に追加される加算		利用料			
		10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
24 時間対応体制加算	看護業務の負担軽減の取組を行っている場合	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
	上記以外の場合	6,520 円	652 円	1,304 円	1,956 円
特別管理加算	重症度等が高い場合	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
	上記以外の場合	2,500 円	250 円	500 円	750 円
退院支援指導加算	長時間訪問看護加算が対象の方へ療養上必要な指導を長時間行った場合	8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円
	上記以外の場合	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門・人工膀胱ケアに係る専門研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合	2,500 円	250 円	500 円	750 円
	特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合	2,500 円	250 円	500 円	750 円
在宅患者連携指導加算		3,000 円	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	月 2 回まで	2,000 円	200 円	400 円	600 円
精神科重症患者支援 管理連携加算	精神科在宅患者支援管理料 2 のイの利用者	8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円
	精神科在宅患者支援管理料 2 のロの利用者	5,800 円	580 円	1,160 円	1,740 円
看護・介護職員連携強化加算		2,500 円	250 円	500 円	750 円
退院時共同指導加算	初回訪問時	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
特別管理指導加算		2,000 円	200 円	400 円	600 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算		50 円	5 円	10 円	15 円

その他療養費と加算	利用料			
	10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
情報提供療養費 1	1,500 円	150 円	300 円	450 円
情報提供療養費 2	1,500 円	150 円	300 円	450 円
情報提供療養費 3	1,500 円	150 円	300 円	450 円
ターミナルケア療養費 1（該当月に 1 回）	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
ターミナルケア療養費 2	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
遠隔死亡診断補助加算	1,500 円	150 円	300 円	450 円

※ 准看護師の訪問の場合、所定単位の 90/100 を算定

ベースアップ評価（Ⅰ）	利用料			
	10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
令和 9 年 5 月まで	1050 円	105 円	210 円	315 円
令和 9 年 6 月から	2880 円	288 円	576 円	864 円

9. 指定訪問看護サービス内容の見積もりについて

このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活状況や利用の意向に基づき作成したものです。

- 訪問看護計画を作成する者氏名
檜垣 明日香（連絡先：072 - 744 - 7024）
- 1 カ月あたりのお支払い額（利用料・利用者負担額、その他費用の合計）の目安

お支払い額の目安（概算）	円
--------------	---

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から 1 カ月以内とします。

※ 利用負担金は、次のように分かります。

- 訪問看護に係る利用者負担金（費用全体の 1 割～3 割※保険の負担割合によって異なります。）指定難病受給者証をお持ちの方は、限度額までの利用料金となります。そのほか、公費等により負担額が異なる場合もあります。
- 自宅へ訪問する際の交通費は、距離に関わらず不要です。
- キャンセル料について

当日又は連絡のないキャンセルについては、注意喚起を行った上で 3 回以上キャンセルが続く場合は、キャンセル料（3,000 円）を請求することがあります。ただし、急な入院、容体急変、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

(6) 通常のサービス提供範囲を超える保険外の費用（全額、自己負担）

※ 営業時間内：9 時～18 時／時間外：6 時～9 時・18 時～22 時／深夜帯：22 時～6 時

サービスの種類・内容	利用料（カッコ内は税込み金額）	
1. 長時間の訪問看護サービス 訪問看護提供時間が 1 時間 30 分を超えた場合の 時間延長 ※保険内で 2 時間までの長時間利用が可能な 一部例外あり	営業時間内 30 分毎	2,000 円 (2,200 円)
	時間外 30 分毎	3000 円 (3,300 円)
	深夜帯 30 分毎	4,000 円 (4,400 円)
2. 緊急対応訪問看護サービス 介護保険による緊急時訪問看護加算または医療保険 による 24 時間対応体制加算を契約していない利用者 で緊急訪問した場合	営業時間内 30 分毎	5,000 円 (5,500 円)
	時間外 30 分毎	6,250 円 (6,875 円)
3. 保険適応外の訪問で保険を使わない、使えない場合 入院中の外泊・外出時の訪問等	深夜帯 30 分毎	7,500 円 (8,250 円)
4. 死亡時の看護 死亡後のお遺体のお世話（エンゼルセット含む）	1 回	20,000 円 (22,000 円)

※ 病状・サービス状況によりお受けできない場合もありますのでご了承ください。

※ 複数名での訪問のご利用料金は 50%増し料金になります。（4 を除く）

(7) 支払い方法

上記（1）及から（3）までの利用料（利用者負担分の金額）は、1 ヶ月ごとにまとめて請求しますので、口座引き落としによりお支払いください。口座引き落としが難しい場合は、ご相談ください。なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、翌月中旬頃に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の 26 日（祝休日の場合は直前の平日）に、指定する 口座より引き落とします。
現金払い	サービスを利用した月の翌月の中旬ごろ（休業日の場合は直前の営業日）現金で お支払いください。

10. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	看護師 檜垣 明日香
-------------	------------

② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的 to開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。

③ 虐待防止のための指針の整備をしています。

- ④ 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11. 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- | |
|--|
| (1) 切迫性 本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
(2) 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
(3) 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。 |
|--|

12. 秘密の保持と個人情報の保護について

1, 利用者及びその家族に関する秘密の保持について
①事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
2, 個人情報の保護について
①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ① 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ② 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

13. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	全国訪問看護事業協会 訪問看護事業者総合保障制度
補償の概要	業務の遂行に伴い利用者やその家族等にケガや財物損壊時が生じた際の補償

14. 身分証携行義務

訪問看護職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

15. 記録の整備

指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する記録を整備し、サービス提供を開始した日から5年間保存します。

16. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

17. 業務継続計画の策定等について（非常時の対応）

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年1回実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18. サービス提供に関する相談、苦情について

① 苦情処理の体制及び手順

ア 利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

指定訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講ずるものとする。

本事業所は、提供した指定訪問看護に関し、法第23条の規程により市町村が行う文書その他物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村の職員から質問もしくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

本事業所は、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導または助言を受けた場合、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

【事業者の窓口】 CanCare 訪問看護ステーション 相談・苦情受付責任者：檜垣 明日香	所在地：兵庫県川西市美園町12-8 中西第二ハイツ 303 電話番号：072-744-7024 FAX 番号：072-744-7034 受付時間：午前9時～午後6時
【公的団体の窓口】 兵庫県国民健康保険団体連合会	所在地：兵庫県神戸市中央区三宮町1丁目9番1801号 電話番号：（直通）078-332-5617 受付時間：午前9時～午後5時15分 （土曜、日曜、祝日、12月29日～1月3日を除く）

指定訪問看護利用契約書

第1条（契約の目的）

1. 事業者は、関係法令、本契約、重要事項説明書及び訪問看護計画に従い、利用者の心身の状態及び生活環境に応じて、可能な限り居宅で自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身機能の維持・回復及び生活の質の向上を目指して訪問看護サービスを提供します。サービスの内容、利用日、利用時間、費用その他必要な事項は、重要事項説明書及び訪問看護計画等に定めます。

第2条（契約期間）

- 1 本契約の有効期間は、契約締結日から利用者の要介護・要支援認定、医師の訪問看護指示書その他サービス利用に必要な資格・指示の有効期間満了日までとします。
- 2 期間満了日の7日前までに利用者又は事業者から書面による終了の申出がない場合、本契約は同一条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（訪問看護計画の作成・変更）

- 1 事業者は、主治医の指示に沿って訪問看護計画を作成し、利用者又は家族等に説明して同意を得たうえで交付します。
- 2 事業者は、利用者の状態、希望、主治医の指示又はケアプラン等に変更がある場合、必要に応じて利用者等と協議し、訪問看護計画を変更します。

第4条（主治医等との連携）

- 1 事業者は、サービス開始に当たり主治医の指示書を受け、必要に応じて訪問看護計画書及び訪問看護報告書を主治医へ提出します。
- 2 事業者は、利用者の療養に必要な範囲で、主治医、ケアマネジャー、医療機関、薬局、介護・福祉サービス事業者、行政機関その他の関係者と連携します。

第5条（サービスの内容）

- 1 事業者は、訪問看護計画に基づき、病状・健康状態の観察、清潔・排泄・食事等の療養上の世話、医師の指示による医療処置、服薬支援、リハビリテーション、認知症・精神面の支援、終末期の看護、家族への支援・相談、関係機関との連絡調整その他必要な訪問看護を提供します。
- 2 事業者は、サービス内容について、利用者又は家族等に分かりやすく説明します。

第6条（訪問看護師等）

- 1 事業者は、看護師その他法令上認められた従事者を派遣します。担当者の選任は事業者が行います。
- 2 利用者は、正当な理由がある場合、担当者の交替を申し出ることができます。事業者は、サービス提供に支障のない範囲で配慮します。
- 3 担当者の体調不良、勤務体制その他やむを得ない事情により、事業者は担当者を変更することがあります。

第7条（利用日時・内容の変更）

- 1 利用者は、やむを得ない事情がある場合、事前に事業者へ連絡することにより、利用日時又は内容の変更を申し出ることができます。
- 2 訪問看護指示書、保険給付の範囲、職員体制その他の事情により希望どおりの変更ができない場合は、双方で代替方法を協議します。

第 8 条（利用料金等）

- 1 利用者は、重要事項説明書に定めるところにより、介護保険、医療保険その他の制度に基づく自己負担額及び保険給付対象外の費用を支払います。
- 2 利用者の居宅でサービス提供に必要な水道、電気、ガス、電話、衛生材料等の費用は、別段の定めがある場合を除き利用者の負担とします。
- 3 事業者は、利用料金その他の費用を請求する場合、請求書及び明細を交付します。支払方法及び支払期日は重要事項説明書に定めます。

第 9 条（料金の変更）

- 1 法令、診療報酬・介護報酬その他公定価格の改定又は物価・運営状況の変化により料金を変更する場合、事業者は変更内容と理由を事前に説明し、重要事項説明書等により通知します。
- 2 利用者が変更後の保険給付対象外料金に同意できない場合は、第 22 条に基づき契約を解約できます。

第 10 条（キャンセル）

- 1 利用者は、利用予定日の前営業日までに連絡することにより、サービスを中止又は変更できます。
- 2 当日又は連絡のないキャンセルについては、注意喚起を行った上で 3 回以上キャンセルが続く場合は、キャンセル料（3000 円）を請求することがあります。ただし、急な入院、容体急変、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

第 11 条（保険資格等の確認）

- 1 利用者は、健康保険、介護保険、公費負担医療、限度額適用その他サービス利用又は負担額に関する資格情報を提示し、変更又は新規申請があった場合は速やかに事業者へ知らせます。
- 2 必要な届出の遅れ等により保険給付を受けられない場合、利用者は法令及び重要事項説明書に基づく費用を負担することがあります。

第 12 条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、サービスの提供ごとに日時、内容、利用者の状態その他必要事項を記録し、利用者又は家族等から求めがあった場合は内容を説明します。
- 2 記録の保存期間は、関係法令及び事業者の規程に従います。利用者は、事業所の営業時間内に、法令上認められる範囲で自己に関する記録の閲覧又は写しの交付を求めることができます。写しの交付に要する実費は利用者の負担となる場合があります。

第 13 条（緊急時の対応）

- 1 サービス提供中に病状の急変その他緊急事態が生じた場合、事業者は速やかに主治医、家族、救急機関等へ連絡し、必要な措置を講じます。
- 2 利用者又は家族等は、緊急連絡先、主治医及び希望する対応方針に変更があった場合、速やかに事業者へ知らせます。

第 14 条（事故発生時の対応・損害賠償）

- 1 事業者は、サービス提供により事故が発生した場合、利用者の救護、家族・主治医・行政その他関係先への連絡、原因確認、再発防止その他必要な措置を講じ、経過を記録します。
- 2 事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体又は財産に損害を与えた場合、事業者はその損害を賠償します。ただし、事業者に責任がない場合又は利用者側の事情が損害の発生・拡大に影響した場合は、その限り又は責任の範囲を合理的に調整するものとします。

第 15 条（秘密保持・個人情報の取扱い）

- 1 事業者及び従事者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者及び家族等の秘密を第三者へ漏らしません。この義務は本契約終了後も継続します。
- 2 個人情報の利用目的、利用範囲、第三者提供等は、個人情報使用同意書及び事業者の個人情報保護方針に定めます。事業者は、サービス提供に必要な範囲を超えて個人情報を利用しません。
- 3 生命・身体の保護、法令に基づく場合その他本人の同意を得ることが困難であり法令上認められる場合は、必要最小限の情報を提供することがあります。

第 16 条（虐待防止・権利擁護）

- 1 事業者は、利用者の人格及び意思を尊重し、虐待の発生又は再発を防止するため、指針の整備、研修、担当者への設置その他必要な措置を講じます。
- 2 虐待が疑われる場合、事業者は利用者の安全を確保し、法令に従って市町村等へ通報又は相談します。

第 17 条（身体的拘束等の禁止）

- 1 事業者は、利用者又は他者の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- 2 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、態様、時間、利用者の心身の状況及び理由を記録し、可能な限り利用者又は家族等へ説明します。

第 18 条（ハラスメント等への対応）

- 1 利用者、家族等及び事業者の双方は、暴力、暴言、威圧、セクシュアルハラスメント、差別的言動、過度な要求その他安全なサービス提供を妨げる行為を行わないものとします。
- 2 当該行為が認められた場合、事業者は複数名での訪問、訪問方法の変更、関係機関への相談その他必要な対策を講じます。改善が見込めず、サービス提供の継続が著しく困難な場合は、利用者の療養に配慮しつつ契約を終了することがあります。

第 19 条（感染症・災害等への対応）

- 1 感染症、地震、風水害、交通遮断その他事業者の責めに帰すことのできない事情により通常どおりのサービス提供が困難な場合、事業者は利用者の安全と緊急度を踏まえて、日時・内容・方法の変更又は一時中止を行うことがあります。
- 2 事業者は、業務継続計画等に基づき、関係機関と連携し、可能な範囲で必要な支援の継続又は代替手段の確保に努めます。

第 20 条（苦情・相談）

- 1 事業者は、利用者又は家族等からの相談・苦情を受け付ける窓口を設け、迅速かつ誠実に対応し、内容及び対応経過を記録します。
- 2 利用者は、事業者の窓口のほか、市町村、国民健康保険団体連合会その他重要事項説明書に記載された外部窓口へ申し立てることができます。苦情の申立てを理由として不利益な取扱いを受けることはありません。

第 21 条（利用者の協力義務）

- 1 利用者及び家族等は、安全かつ適切なサービス提供のため、健康状態、生活状況、服薬、医療処置、感染症、住環境、緊急連絡先等の必要な情報を事業者へ伝え、可能な範囲で協力します。
- 2 利用者は、従事者の身分証提示を求めることができます。

第 22 条（利用者からの解約）

- 1 利用者は、事業者に申し出るにより、いつでも本契約を解約できます。原則として 7 日前までの申出に

ご協力ください。

- 2 入院、施設入所、急な転居、事業者の契約違反その他やむを得ない事情がある場合は、直ちに解約できます。

第 23 条（事業者からの契約終了）

- 1 事業者は、正当な理由がある場合、原則として 30 日前までに理由を記載した書面で通知し、利用者の療養に支障が生じないように、主治医、ケアマネジャー及び関係機関と連携して引継ぎ等に努めます。
- 2 利用料金の支払いが相当期間遅延し、相当の期間を定めて催告しても支払われない場合、重大な契約違反、従事者の生命・身体に危険が及ぶ行為、信頼関係を著しく損なう行為等によりサービス継続が困難な場合、事業者は事情に応じて本契約を終了できるものとします。ただし、緊急性、利用者の病状及び代替支援の確保に十分配慮します。

第 24 条（契約の当然終了）

- 1 次の各号のいずれかに該当した場合、本契約は終了します。
- 2 利用者が死亡した場合。
- 3 利用者が長期入院又は施設入所し、居宅での訪問看護再開の見込みがない場合。
- 4 利用者が通常の事業実施地域外へ転居し、事業者によるサービス提供が困難となった場合。
- 5 事業者が廃止、指定取消その他の理由によりサービスを提供できなくなった場合。
- 6 その他、双方が書面で合意した場合。

第 25 条（反社会的勢力の排除）

- 1 利用者及び事業者は、自ら又は関係者が暴力団、暴力団員その他の反社会的勢力に該当せず、これらを利用しないことを相互に確認します。
- 2 相手方がこれに違反し、安全な契約関係の継続が困難な場合、相手方は催告なく本契約を解除できるものとします。

第 26 条（協議事項）

- 1 本契約に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者が誠意をもって協議のうえ定めます。

第 27 条（裁判管轄）

- 1 本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、法令上認められる範囲で、事業者の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

第 11 条（その他契約についての留意事項） この契約に定めのない事項については、関連法令を尊重して利用者と事業者が協議の上定め ることとします。

附則 2026 年 9 月 1 日施行

《 医療 》

訪問看護サービス契約・重要事項説明・個人情報利用同意確認書

訪問看護サービスの提供にあたり、事業者は利用者およびその家族に対し、「訪問看護サービス契約書」、「重要事項説明書」および「個人情報の利用について」の内容を説明しました。

重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
---------------	---	---	---

【事業者】

所在地	兵庫県川西市美園町 12 番 8 号 303
法人名	株式会社 H G K
代表者名	檜垣 明日香
事業所名	Can Care 訪問看護ステーション
説明者名	

私は、事業者から「訪問看護サービス契約書」、「重要事項説明書」および「個人情報の利用について」の説明を受け、その内容を確認しました。

その上で、訪問看護サービスの利用契約を締結し、サービスの提供を開始することに同意します。また、「個人情報の利用について」に定める利用目的および利用範囲について説明を受け、その内容に同意します。

【利 用 者】 住 所 _____

氏 名 _____

【利用者家族】（又は法定代理人）

住 所 _____

氏 名 _____

本人との続柄 _____